

研究ノート

〔(慶長5年5月26日付) 浅野長政宛浅野幸長書状写〕について

白 峰 旬

はじめに

『甲府市史』史料編第2巻、近世Ⅰ⁽¹⁾には、「浅野幸長書状写」(慶長5年〔1600〕)が収載されているが、この「浅野幸長書状写」について、次のような解説が記されている。

年月日を欠いているが、慶長五年八月の関カ原役直前のものであろう。京都伏見滞在中の浅野幸長が甲府の父長政に送った書状であり、京都で得た合戦前の諸大名の情報が詳しく書かれている。坂田家に残されたものであるが、その理由は明らかでない。

この「浅野幸長書状写」とほぼ同文のものが、『山梨県史』資料編8、近世Ⅰ⁽²⁾にも収載されているが、「浅野幸長書状案」(慶長五年五月カ)としている。

この書状写には、差出人である浅野幸長の花押がないので、この書状は写し、或いは、案文(受領者側〔浅野長政〕が作成した控え)と考えられる。つまり、前掲『甲府市史』史料編では「写し」と解釈し、前掲『山梨県史』資料編8では「案文」と解釈したことになる。本稿では、前掲『甲府市史』史料編の解釈に従い、「書状写」として扱うことにする。

この書状写の所蔵者については、前掲『甲府市史』史料編第2巻では「坂田家文書」、前掲『山梨県史』資料編8では「甲府市坂田邦夫家文書」としている。

この書状写には差出書の「浅左京」の上に年月日の記載がないが、その理由については、書状の原本(原文書)には、年月日(或いは、月日)が記されていたが、この書状の写し、或いは、案文を作成する際に書き漏らした可能性が考えられる。

前掲『甲府市史』史料編第2巻の解説にあるように、この書状写の内容は、当時、伏見に所在していた浅野幸長により「京都で得た合戦前の諸大名の情報が詳しく書かれている」ことなど、内容として当時の重要な政治・軍事情報が多く見られるが、これまでの関ヶ原の戦い関係の研究史では、この書状写の内容について詳しく検討された形跡がないので⁽³⁾、本稿ではこの書状写の内容検討をおこないたい。

1. 「浅野幸長書状写」の内容紹介

まず、「浅野幸長書状写」について、前掲『甲府市史』史料編第2巻⁽⁴⁾から以下に全文を引用する。そして、前掲『山梨県史』資料編8、収載の「浅野幸長書状案」との語句の相違については

[] で記した。なお、各条項が何条目にあたるのかを明示するため、便宜上、各条項に①～⑨の数字を付けた。

さらに、「原文」引用のあとに、筆者（白峰）による「現代語訳」を記した。

【原文】

- a 五月十八日之御書、同廿二日至伏見到来、忝拜見仕候、並〔并〕 b 町野左近書中被下、具致披見候
一① c 会津より〔乃〕伊奈図書江〔与〕罷上様子聞江、内府様弥御嫌悪御出陣ニ相定、六月十六日〔ニ〕大坂可被成御立旨、被仰候事
- 一② d 奉行衆ニ被仰付、図書（「江」脱カ）^(ママ) 罷上者（候カ）早道候ハ、去廿三日会津（「江」脱カ）被遣候様子之儀、景勝七月中ニ伏見迄罷上、八月朔（「日」脱カ）〔平出としている〕秀頼様へ御礼可申上、並〔并〕直江妻子六月廿日江戸へ可相越候、尤於相違者急度可有御働との紙面（「拜」脱カ）^(ママ) 見御座候、此御返事二者無御構有無ニ、江戸迄ハ被成御下国、景勝於罷上者、武蔵様被召連御上洛与、内府様者於江戸、御年とられ来春可有御上洛由候事
- 一③ e 昨今之体〔躰〕ハ御出陣ニ相究申候、何も兵糧〔糧〕用立ニ与遣候間、可被成其御心得候、竹腰新蔵おふす山の御算用之儀被仰下候、新蔵只今ハ江州ニ居申候間、召寄八嶋〔島〕ニ申付算用相聞、米何程御座候与書付、急度可致進上候事
- 一④ f 濃州御代官所、残米千石御座候間、川船へ出し江戸へ相廻申候事
- 一⑤ g 秀頼様、御袋様より〔乃〕、内府様御下候儀御留有度と御奉行衆為御使就被仰付候、内府様へ奉行衆被参候へハ御機嫌悪被成于今不被申出候□□〔闕字としている〕政所様、明日廿七日□□〔闕字としている〕秀頼様為御見廻大坂へ被成御下候ハ、是も御内儀者内府様御留有度由ニとの御下と申候事
- 一⑥ h 石治少子息隼人出陣ニ候へき者、此間為^(ママ)（如カ）何儀ニ候哉（「ら」脱カ）ん、佐和山騷申三付、治少者罷立候様ニと此程被仰出之由候事
- 一⑦ i 北国之儀弥相濟、御袋並〔并〕横山大膳・^(マ)前野（前田カ）対馬・山崎七衛門・土方但馬、（「為」脱カ）人質江戸へはや御下し候、肥前殿〔肥後殿〕御内加賀殿・孫四郎殿ハ北国へ御下候、有之しまつも相濟申、為御礼五三日已〔己〕前横山大膳・土方但馬罷上候事
- 一⑧ j 中式少御煩未然共、無之候へハ爰元候〔江〕ハ万事氣つまりニ候の〔之〕条、下国候也〔て〕、可有御養生候て御暇し〔ニ〕て、去廿四日御下シ〔ニて〕御座候事
- 一⑨ k 我等儀、一昨日、内府様へ罷出候処、手先之儀候之条、急度罷下用立可仕旨被仰出候間、来月十日頃ニ大坂を罷立可申と存候間、頓而不着仕可申と何分可令得御意候、恐惶謹言
(年月日欠) 浅左京

彈正様

【現代語訳】

5月18日付の（浅野長政から浅野幸長に対して出した）書状が5月22日に伏見に到来したので、かたじけなく拝見した。そして、町野繁仍^{しげより}（下野国宇都宮城主・蒲生秀行の重臣）の書状も詳しく披見した。

- 一①会津（上杉景勝）から伊奈昭綱（会津へ使者として派遣された徳川家康の家臣）へ上げた状況を（家康が）聞き、徳川家康はいよいよ御機嫌が悪くなり、出陣（上杉討伐）が決定した。6月16日に（家康が）大坂を出陣する予定である旨を（家康は）述べた。
- 一②（上杉景勝から）伊奈昭綱へ（返書として）飛脚を上げたので、（豊臣秀頼が）奉行衆に命じて、去る（5月）23日に会津（上杉景勝）へ（書状を）遣わした子細（条件という意味であろう）としては、（今後）上杉景勝が7月中に伏見まで上り、8月朔日に秀頼様へ（上洛の）御礼を申し上げること、直江兼統の妻子を（人質として）6月20日に江戸へ寄越すことであった。もっとも、（この条件に）違反した場合は、必ず（上杉討伐のために家康が）出陣する予定である、という（書状の）紙面を（浅野幸長が）見た。この返事（＝上杉景勝からの返事）の有無に関係なく、江戸までは（家康は）下国する。上杉景勝が上洛する場合は、徳川秀忠が（景勝を）連れて上洛する。（その場合）家康は江戸において越年し、来春に上洛する予定である。
- 一③（しかし）昨今の状況は（家康の）出陣（上杉討伐）が決まった。（よって）いずれも兵糧（米）の用立てのために（国許へ使者を）遣わしたので、その御心得をされるように。（浅野長政が）竹腰新蔵（浅野家家臣か？）に「おふす山」（現在の比定地は不明）の御算用のことを命じた。竹腰新蔵は現在は近江国にいたので（竹腰新蔵を）八嶋（大和国添上郡八島村〔現奈良県奈良市八島町〕のことか？）へ召し寄せて、申し付けた算用を聞いて、（兵糧）米がどれくらいあるのかを書き付けて、（浅野長政へ）必ず進上する予定である。
- 一④美濃国の代官所に残米1000石があるので、（その残米1000石を）川船へ出して江戸へ廻送する。
- 一⑤秀頼様・御袋様（淀殿）より、家康が（上杉討伐のために東国へ）下ることを止めてもらいたいと、奉行衆が（その役目の）使者として命じられたので、家康のところへ奉行衆が（そのことを伝えるために）行ったところ、（家康の）機嫌が悪くなり、いまだに（家康に対してそのことを）言い出せないでいる。北政所は明日（5月）27日に秀頼様のお見舞いのために大坂へ下るが、これも内々には、家康（が上杉討伐のために東下することを）止めたい、とのことで（北政所が大坂へ）下るとのことである。
- 一⑥石田三成の子息である重家（三成の嫡男）が（上杉討伐のために）出陣すべきであったが、この間、どのようなことがあったのであろうか、佐和山で騒ぎがあったため、石田三成が出陣するように、と、このたび（秀頼様より）命じられた、とのことである。
- 一⑦北国のこと（家康と前田利長の政治的対立）は、いよいよ済み（家康と利長の対立が解決した、という意味であろう）、（前田利長側の）人質として、御袋（前田利長の母・芳春院）と（前田家家臣の）横山長知・前田長種・山崎七衛門・太田長知の（親族が？）早くも江戸へ下った。

前田利長の一族である摩阿姫(前田利家の三女)と前田利政(前田利家の次男)は(上方から?)北国へ下った。(家康と利長の対立に関する)処理も済み、その(秀頼様に対する)御礼として、数日前に(前田家家臣の)横山長知と太田長知が(上方へ)上ってきた。

一⑧中村一氏は、病気がいまだ良くならないが、ここ(大坂)には万事気詰まりをするので下国した。養生のために(秀頼様から)御暇をもらい、去る(5月)24日に(大坂から国許へ)下った。

一⑨私(浅野幸長)が一昨日(5月24日)、家康のところへ出仕したところ、(浅野幸長は上杉討伐の)先手(先鋒)であるので、必ず東下して役に立つべき旨(を秀頼様より)命じられた。よって、来月(6月)10日頃に(浅野幸長は)大坂から出陣する予定と思うので、そのうち(そちらから出した書状は私〔浅野幸長〕の手元には)届かなくなるだろうと思ってもらいたい。

(後略)

2. 「浅野幸長書状写」の内容検討

以下、「浅野幸長書状写」の内容について、ポイントとなる諸点を列挙する。なお、以下の内容検討にあたっては、原則として、書状写ではなく書状として考察を進める。

まず、上述のように、この書状写には年月日の記載がないが、下線gに「明日廿七日」とあることから、この書状は慶長5年の5月26日付であることがわかる。

下線aは、5月18日付の浅野長政書状(浅野幸長宛と考えられる)を浅野幸長は5月22日に伏見で拝見した、としている。よって、5月22日の時点では浅野幸長は伏見にいたことになる。その後、浅野幸長は5月24日に家康に会っているが(下線k)、この時点(5月24日)で家康は大坂にいるので⁽⁵⁾、5月24日の時点では浅野幸長は大坂にいたことになる。とすると、この書状を記した5月26日の時点でも浅野幸長は大坂にいたことになる。

下線bは、浅野幸長が町野繁仍(下野国宇都宮城主・蒲生秀行の重臣)の書状も詳しく披見した、としている。下線bには、「町野左近書中被下」と記されているので、浅野長政宛の町野繁仍書状が、5月18日付浅野幸長宛浅野長政書状に同封されていた、と考えられる。町野繁仍の主君である蒲生秀行が下野国宇都宮城主であり、上杉景勝の領国の近くに位置していたため、町野繁仍書状には上杉討伐に関連して上杉景勝(会津若松城主)の動向が記されていた、と推測できる。そのため、5月18日付浅野幸長宛浅野長政書状に同封されたのであろう。

下線cは、上杉景勝から伊奈昭綱(会津へ使者として派遣された家康家臣)への返答を家康が聞いて出陣(上杉討伐)が決定し、6月16日に家康が大坂を出陣する予定である旨を家康は述べた、としている。とすると、上杉景勝から伊奈昭綱への返答としては上洛を拒否した、ということになる。

下線cからは、家康が上杉景勝からの返答を聞いてすぐに上杉討伐を決定したことがわかる。逆に言うと、上杉景勝から伊奈昭綱への返答があるまで、家康は上杉討伐の決定を保留していたこと

になる。

家康が上杉討伐のために実際に大坂城から出陣したのは6月16日であったが⁽⁶⁾、この大坂城からの出陣日については、下線cによれば、この書状を記した5月26日の時点ですでに決定していたことがわかる。

下線dでは、上杉景勝から伊奈昭綱への返書を受けて、豊臣秀頼が奉行衆(前田玄以、増田長盛、長東正家の三奉行か?)に命じて、5月23日に上杉景勝へ遣わした書状の中で述べた条件が具体的に記されている。その条件とは、(1)上杉景勝が7月中に伏見まで上り、8月朔日に秀頼様へ上洛の御礼を申し上げること、(2)直江兼統の妻子を(人質として)6月20日に江戸へ寄越すこと、であった。この条件に違反した場合は、上杉討伐をおこなう、と5月23日に上杉景勝へ遣わした書状には記されていた、としている。このことから、上杉景勝から伊奈昭綱への返書(上洛拒否の内容と推測される)を受けたあとの5月23日の時点でも、なお、上杉討伐回避にむけて豊臣秀頼から上杉景勝に対して、ぎりぎりの条件提示をしていたことがわかる。このことは、同時に、上杉景勝に対する最後通告(最後通牒)という意味も持っていたことになる。

下線dでは、上杉景勝からの返事の有無に関係なく、家康は(大坂から)江戸までは下国する、としている。このことは、上杉討伐を執行してもしなくても、家康の江戸下向の予定は、この書状を記した5月26日の時点ですでに決まっていたことになる。これは和戦両様をにらんだ家康の動き、と見てよく、上杉討伐を執行する場合、家康はそのまま江戸から出陣し、上杉景勝が上洛して上杉討伐が中止になった場合は、下線dにあるように、徳川秀忠が景勝を連れて上洛し、家康は江戸において越年して来春(慶長6年春)に上洛する予定になっていた。

上述のように、5月23日に上杉景勝に対する最後通告(最後通牒)を出して、最終的な条件(スケジュール)を具体的に提示していたことは注目されるが、その中で、「上杉景勝が7月中に伏見まで上り、8月朔日に秀頼様へ(上洛の)御礼を申し上げる予定」としている点は、当時(この書状が記された慶長5年5月～上杉景勝上洛予定の同年7月・8月の時点)、豊臣秀頼が天下人であったことを明確に示している。

下線eからは、上杉討伐が決定したので、浅野幸長は、その兵糧米の準備(手配)にとりかかっていることがわかる。

下線fは、美濃国内の代官所の残米1000石の江戸への廻送を浅野幸長が命じているので、これも上杉討伐に関する兵糧米の準備(手配)に関係するものであろう。

下線gは、豊臣秀頼と淀殿が、上杉討伐による家康の東下を止めようと奉行衆(前田玄以、増田長盛、長東正家の三奉行か?)を使者として家康のところへ遣わしたが、家康はそのことに対して拒否していたことがわかる。

このことは、慶長5年7月17日付で三奉行(前田玄以、増田長盛、長東正家)が「内府ちかひの条々」⁽⁷⁾を出した際に、三奉行が同日付で出した連署状⁽⁸⁾において、家康が秀頼様を見捨てて上杉討伐に出馬した(「秀頼様被見捨出馬候間」、と記されていることを指す、と考えられる。

下線 g では、さらに、北政所が明日 (5 月 27 日)、秀頼様のお見舞いのために大坂へ下るが、その内々の目的 (本当の目的) は、家康が上杉討伐のために東下することを止めるために大坂へ下るのである、としている。

このことから、豊臣秀頼と淀殿だけでなく、北政所も上杉討伐のために家康が大坂から出陣することに反対であったことがわかる。

よって、この下線 g の記載は、上杉討伐をめぐる政治状況として重要な意味を持っている。

下線 h は、石田重家 (三成の嫡男) が、上杉討伐のために出陣すべきであったが、佐和山 (三成の居城地) で騒ぎがあったため、石田三成が出陣するように、とこのたび秀頼様より命じられた、としている。

この場合、石田重家が上杉討伐のために出陣することを命じられたのは、慶長 4 年閏 3 月の反石田三成訴訟騒動⁽⁹⁾の結果、石田三成が佐和山に隠居したことによるものであろう。

佐和山での騒ぎ (下線 h) が具体的に何を指すのかは不明であるが、石田重家が変わって、父の石田三成が上杉討伐への出陣を豊臣秀頼から命じられた (つまり、秀頼が三成に対して軍役を賦課した)、ということは、慶長 4 年閏 3 月の三成の佐和山隠居が三成の改易を意味しないことの明確な証拠になる。

また、この書状が記された 5 月 26 日の時点で、石田三成はまだ表面上は、反家康の政治行動をとっていなかったことになる。

下線 i の「北国之儀」とは、徳川家康と前田利家の政治的な対立を指す。ただし、前掲・大西泰正「前田利長論」⁽¹⁰⁾では「同時代史料による裏付けを欠くこと」から「一般的にも著名な「加賀征伐」が歴史的事実ではなく、むしろ稗史野乗のなかから生じた物語と見なすべき」として、「利家・家康の関係悪化と芳春院の江戸下向以外のこうした理解は、目下のところ事実とは認めがたく (後略)」と指摘されている。

そして、前掲・大西泰正「前田利長論」⁽¹¹⁾では、下線 i の記載について、「利長は実母芳春院や有力家臣の子弟を「人質」として江戸に指し出すことによって家康との関係を修復し (後略)」と解釈している。

下線 j は、中村一氏 (駿河国府中城主) が病気のため、5 月 24 日に大坂から国許へ下った、としている。その後、中村一氏は慶長 5 年 7 月 17 日に死去した⁽¹²⁾。

下線 k は、浅野幸長が一昨日 (5 月 24 日)、家康のところへ出仕した際に、上杉討伐の先手 (先鋒) を命じられたので、来月 (6 月) 10 日頃に浅野幸長は大坂から出陣する予定、としている。上述のように、家康の大坂からの出陣は 6 月 16 日の予定であったので (下線 c)、先手の浅野幸長は、家康よりも 6 日程度早く先発して大坂から出陣する予定であったことになる。

上記以外に指摘できる点として、^{けつじ} 闕字や^{へいしゅつ} 平出の扱いについて述べると、家康 (「内府様」) の記載については闕字や平出にしていないが (下線 c、d、g、k)、秀頼 (「秀頼様」) の記載については闕字や平出にしている (下線 d、g)。よって、この書状を記した浅野幸長から見て、秀頼は

主君（天下人）の扱いであるが、家康はそうした扱いではなかったことがわかる。

そのほか、北政所（「政所様」）の記載についても闕字にしている（下線g）。

なお、様付の有無については、家康（「内府様」）、秀忠（「武蔵様」）、秀頼（「秀頼様」）の記載については様付であるのに対して（下線c、d、g、k）、上杉景勝の記載は「景勝」というように実名の呼び捨てである点（下線d）には注意したい。ただし、上杉景勝の記載が様付でなく、実名の呼び捨てである理由についてはよくわからない。ちなみに、前掲「内府ちかひの条々」⁽¹³⁾においても、上杉景勝の記載は「景勝」というように実名の呼び捨てである。

おわりに

以上のように、「（慶長5年5月26日付）浅野長政宛浅野幸長書状写」には、家康が上杉討伐のために大坂から出陣（6月16日）する直前の時期（この書状が記された5月26日前後の時期）における大坂を中心とした上方の政治動向（軍事動向も含む）が具体的に記されていて、時系列にそれぞれの出来事の日付が確定できる（或いは、数日間の幅をもって推定できる）点に重要な意味がある。

よって、「（慶長5年5月26日付）浅野長政宛浅野幸長書状写」の内容を時系列に整理したものが表1である。表1を見ると、慶長5年5月下旬から6月中旬における政治動向（軍事動向も含む）が時系列として具体的にわかるので、今後、同時期の動向を考察するうえで参考になる。

なお、5月18日付の浅野長政書状が同月22日に伏見にいる浅野幸長のところへ届いた（下線a）、としているが、5月18日の時点で浅野長政は江戸にいたので⁽¹⁴⁾、浅野長政書状は江戸－伏見間を足掛け4日で届いたことがわかる点も、要した日数が明確にわかるという意味で重要である。

〔註〕

- (1) 『甲府市史』史料編第2巻、近世I（甲府市役所、1987年、36～37頁）。
- (2) 『山梨県史』資料編8、近世I（山梨県、1998年、132～133頁）。
- (3) 大西泰正「前田利長論」（『研究紀要金沢城研究』16号、石川県金沢城調査研究所、2018年）では、この書状写の七条目について検討し、「利長は実母芳春院や有力家臣の子弟を「人質」として江戸に指し出すことによって家康との関係を修復し（後略）」と指摘されている。
- (4) 前掲『甲府市史』史料編第2巻、近世I（36～37頁）。
- (5) 相田文三「徳川家康の居所と行動（天正10年6月以降）」（藤井讓治編『織豊期主要人物居場所集成（第2版）』、思文閣出版、2016年、120頁）では、5月21日に大坂在、同月28日に大坂在となっているので、同月24日の時点でも家康は大坂にいた、と考えられる。
- (6) 前掲・相田文三「徳川家康の居所と行動（天正10年6月以降）」（120頁）。
- (7) 「内府ちかひの条々」（『新修福岡市史』資料編、中世1、福岡市、2010年、1019～1020頁）。

- (8) 「(慶長5年)7月17日付立花宗茂宛長束正家・増田長盛・前田玄以連署状写」(前掲『新修福岡市史』資料編、中世1、1020頁)。
- (9) 拙稿「豊臣七将襲撃事件(慶長4年間3月)は「武装襲撃事件」ではなく単なる「訴訟騒動」である－フィクションとしての豊臣七将襲撃事件－」(『史学論叢』48号、別府大学史学研究会、2018年)。
- (10) 前掲註(3)に同じ。
- (11) 前掲註(3)に同じ。
- (12) 『史料綜覧』巻13(東京大学史料編纂所編纂、財団法人東京大学出版会発行、1954年発行、1982年復刻、233頁)。
- (13) 前掲註(7)に同じ。
- (14) 相田文三「浅野長政の居所と行動」(前掲・藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成(第2版)』、332頁)。

表1

【慶長5年】

5月22日	5月18日付の浅野長政書状が浅野幸長（在伏見）のところへ届いた。 〔下線 a〕
5月23日	上杉景勝からの返書を受けて、豊臣秀頼が奉行衆に命じて、上杉景勝へ遣わした条件としては、上杉景勝が7月中に伏見まで上り、8月朔日に秀頼様へ（上洛の）御礼を申し上げること、直江兼統の妻子を（人質として）6月20日に江戸へ寄越すことであった。もっとも、（この条件に）違反した場合は、必ず（上杉討伐のために家康が）出陣する予定である。 ※これは上杉景勝に対する最後通告（最後通牒）であったことになる。 〔下線 d〕
5月24日	中村一氏（駿河国府中城主）が病気のため大坂から国許へ下った。 〔下線 j〕
5月24日	浅野幸長が家康（在大坂）のところへ出仕したところ、上杉討伐の先手（先鋒）を命じられた。 〔下線 k〕
5月26日の数日前	（家康と前田利長の政治的対立に関する）処理も済み、その（秀頼様に対する）御礼として、（前田家家臣の）横山長知と太田長知が（上方へ）上ってきた。 〔下線 i〕
5月26日より少し前か？	上杉景勝から伊奈昭綱（会津へ使者として派遣された家康家臣）への返答を聞いて、徳川家康はいよいよ機嫌が悪くなり、上杉討伐が決定した。（上杉討伐のため）6月16日に家康が大坂を出陣する予定である旨を家康は述べた。 〔下線 c〕
5月26日より少し前か？	豊臣秀頼と淀殿より、家康が上杉討伐のために東下することを止めるように、奉行衆がその役目の使者として命じられ、家康のところへ奉行衆が行ったところ、家康の機嫌が悪くなり、いまだに家康に対してそのことを言い出せないでいる。 〔下線 g〕
5月26日より少し前か？	石田三成の子息である石田重家が、上杉討伐のために出陣すべきであったが、佐和山で騒ぎがあったため、石田三成が出陣するように、と豊臣秀頼から命じられた。 〔下線 h〕
5月26日より少し前か？	徳川家康と前田利長の政治的対立が終わり、その結果、（前田利長側の）人質として、芳春院（前田利長の母）と（前田家家臣の）横山長知・前田長種・山崎七衛門・太田長知の（親族が？）江戸へ下った。前田利長の一族である摩阿姫（前田利長の三女）と前田利政（前田利家の次男）は（上方から？）北国へ下った。 〔下線 i〕
5月26日	※この書状（浅野長政宛浅野幸長書状）が書かれた日付。 〔下線 g〕
5月26日頃	この頃の状況としては、上杉討伐（家康の出陣）は決定しているので、浅野幸長は兵糧米の準備（手配）に取り掛かっている。 〔下線 e〕
5月27日	北政所が豊臣秀頼の見舞いのために大坂へ下る予定である。ただし、北政所が大坂へ行く内々の目的（本当の目的）は、家康が上杉討伐のために東下することを引き止めるためである。 〔下線 g〕
6月10日頃	浅野幸長が上杉討伐の先手（先鋒）として大坂から出陣する予定である。 〔下線 k〕
6月16日	徳川家康が上杉討伐のため大坂から出陣する予定である。 〔下線 c〕